平成２９年（フ）第４７号
北九州市小倉南区下石田１丁目14番６号
債務者　橋本　晃一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣重　純理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５６号
北九州市若松区大字有毛3175番地
債務者　水上　光司
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　時枝　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２５号
三重県桑名市大字西別所1200番地281
債務者　西田　義之
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　富雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
群馬県高崎市飯塚町1558番地６、住民票上の住所群馬県渋川市金井2734番地537
債務者　中市　往宏
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６２号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目６番27―105号、従前の住所神戸市東灘区深江南町４丁目11番29号
債務者　東　　邦雄
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６９号
香川県高松市高松町1161番地２
債務者　三好　武男
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野菜蕗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１号
島根県鹿足郡津和野町森村イ1003番地、前住所大阪府堺市北区百舌鳥本町１丁15番地１コーポたきむら202号
債務者　野田　豊司
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第５３号
堺市北区新金岡町４丁４番１―402号
債務者　大庭電気商会こと　大庭　正和
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
堺市北区新金岡町４丁４番１―402号
債務者　大庭　由子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
仙台市青葉区愛子中央４丁目８番８号　コーポ幸205
債務者　遠藤　一枝
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒巻　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16　参番館―1102、住民票上の住所兵庫県三木市志染町青山４丁目12番地の８
債務者　井上　誠吾
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７号
神戸市垂水区東垂水１丁目10番18号　コーポセイゲツ１―103号
債務者　末廣　隆敏
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大上　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
愛媛県喜多郡内子町城廻811番地１　麓第１団地201号
債務者　河野　孝幸
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池本　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９号
愛知県あま市木田八反田43番地１　アーバンステージＹ・Ｓ　105号
債務者　米田　由治
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２６号
北九州市小倉南区中吉田６丁目１番27号（ｋｉｒａｒａＢ203）
債務者　今井　怜奈
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５号
北海道北斗市七重浜５丁目３番20号　コーポ幸２　201
債務者　青木久美子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３６５号
愛知県岡崎市福岡町字通長42番地　コスモハイツ　Ｂ―101
債務者　北村　大治
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係